

佐伯市議会議員定数の見直しについて（中間報告）

平成 17 年 3 月の市町村合併から既に 6 年が経過しました。本市を取り巻く情勢としては、住民ニーズの多様化、少子高齢化の進展、企業の撤退をはじめとする経済情勢の硬直化など、依然として厳しいものがあります。

佐伯市議会では、平成 21 年 9 月定例会において議会改革等調査特別委員会（定数 10）を設置し、市民に対し開かれた活力のある議会の構築、併せて議会の活性化を図るための調査・研究を開始いたしました。去る平成 22 年 9 月定例会では、本特別委員会の提案による佐伯市議会基本条例が議決され、同年 10 月 1 日から施行されております。この基本条例は、議会における最高規範として、本市議会の基本理念をはじめ、議会・議員の使命、活動原則、その他議会運営に関する基本的な事項を定めております。

この基本条例第 14 条では、議員定数に関する規定を設けており、ここで議員定数の見直しについても議員・委員会が自発的に提案することを定めております。これらの経緯を踏まえて、本特別委員会が議員定数の検討を行った経過及び結果について、次のとおり御報告いたします。

平成 23 年 11 月 21 日

佐伯市議会
議会改革等調査特別委員会
委員長 宮 脇 保 芳

1 議員定数の変遷

(1) 平成 17 年 3 月合併前 121 人

	佐伯	上浦	弥生	本匠	宇目	直川	鶴見	米水津	蒲江	計
条例定数	22	12	16	10	12	10	12	12	18	124
現員数	22	11	16	10	12	10	11	11	18	121

(2) 平成 17 年 3 月 3 日合併時 定数 44 人

- ① 市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 1 項の規定による定数特例を適用
- ② 総定数は 44 人
- ③ 旧市町村の各区域ごとに選挙区を設ける。
- ④ 各選挙区ごとの定数

選挙区	佐伯	上浦	弥生	本匠	宇目	直川	鶴見	米水津	蒲江	計
定数	22	2	4	2	2	2	3	2	5	44

(3) 平成 21 年 4 月一般選挙から 定数 30 人（法定定数の上限、選挙区の廃止）

2 議員定数に関する制度

市町村議会の議員定数は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 2 項の規定で当該市町村の人口規模に応じて、その上限が定められていました。しかし、平成 23 年 8 月 1 日に施行された同法の一部改正により、同項の規定が削除されたことに伴い、現在では、各議会ごとにそれぞれの実状に即した形で条例で議員定数を定めることになっています。

また、本市議会では、佐伯市議会基本条例において次のように、議員定数に関する議案は議員又は委員会が自ら提案することを基本にしています。

○佐伯市議会基本条例（平成 22 年佐伯市条例第 47 号）

（議員定数）

第14条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

2 議員の定数の条例改正に関する議案は、法〔地方自治法〕第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

3 議員定数の検討の経過

日付	会議	内容
平成 23 年 3 月 24 日	第 22 回特別委員会	県内・九州管内・全国の類似団体の状況、議員定数の検討スケジュールについて
3 月 25 日	第 23 回特別委員会	
4 月 20 日	第 24 回特別委員会	自治委員会連合会からの要望書について。類似団体の状況分析、その他
5 月 24 日	第 25 回特別委員会	財政状況、選挙区制度、その他
6 月 23 日	第 26 回特別委員会	議会費の状況、その他
7 月 4 日	第 27 回特別委員会	議会報告会での意見ほか
7 月 20 日	第 28 回特別委員会	他都市の調査結果、その他
8 月 2 日	第 29 回特別委員会	パブリックコメント案、複数所属制度ほか
8 月 24 日	全員協議会	定数見直し素案について(中間報告)
9 月 1 日	第 30 回特別委員会	定数見直し素案について
9 月 27 日	議会モニター意見聴取会	議員定数見直し素案の説明及び意見の聴取
10 月 3 日～11 月 2 日	パブリックコメントの実施	定数見直し素案に対する意見募集

10月20日	第31回特別委員会	正副議長選挙制度について
11月7日	第32回特別委員会	市民意見の検討・整理、定数案の検討
11月14日	第33回特別委員会	定数案の決定
11月21日	全員協議会	議員定数見直し案について(報告)

これまでの検討の経過については、8月24日に全員協議会を開催し、中間報告を行っていますので、それ以後の取り組みについて御報告いたします。

前回の中間報告では、本特別委員会では議員定数を検討する際の根拠として本市議会に設置する、常任委員会の数及びその委員定数を皆さんにお示ししています。そして、議員定数の素案として6つの案を提示し、議員の皆さんからその時点での御意見を伺いました。その後、9月1日に開催した第30回特別委員会では、委員の意見を出し合い、6案のうち支持の多い上位3案を素案として絞込み、これら3案を議員定数見直し素案としてパブリックコメントに掛け、市民の皆様から御意見を募集することにいたしました。

パブリックコメントは10月3日(月)から11月2日(水)の31日間実施し、件数的には9件と少数ではございますが貴重な御意見をいただきました。また、パブリックコメントの実施に先駆け、議会モニターの皆さんに議員定数見直し素案を御説明し、御意見を伺っています。

このパブリックコメントで市民の皆様からいただいた御意見は、大別するとおおむね次の二通りの意見になります。

まず、ひとつとしては、県内の他都市の事例を掲げ同程度に削減するべきである、議員定数が多いことが市の財政負担になっている、議員は十分な議員活動を行っておらず現行の定数は必要ないなど、議員定数は多過ぎるのではないかという議員定数削減論です。

もうひとつは、議員数が減れば周辺地域住民の声が行政に届かなくなる、九州一広大な面積を持つ佐伯市で活動するには現行定数30でも少ないくらいだ、という現行の議員定数を維持すべきだという意見です。

これらの二通りの市民からの意見に対しては、次のとおり特別委員会として見解を集約いたしました。

ア 議員定数削減論について

議員定数の検討をする際、必ずしも類似団体比較や人口比だけでは本市の状況を把握することはできません。佐伯市は、九州一広大な面積を有するため、この広い市域の中でいかに効率的・効果的に住民ニーズを把握し、議会運営を行うことができるか、こうした見地からも検討を進めてまいります。

議員定数の根拠として示している常任委員会の委員定数に関し、一議員が複数の常任委員会に所属して少人数で議会を構成することもできるとの御意見につきましては、一議員が一つの常任委員会で専属的に議案の審査を行った方が、より深く専門的な見地から案件を検討することが可能になります。このため本市議会では一議員は一常任委員会に専属することを基本的な考え方としております。なお、議員報

酬の件につきましては合併前の旧佐伯市から額の変更をしておらず、今後の課題の一つと考えております。

佐伯市議会は、市民全体の福利の向上と地域社会の活力ある発展をめざし日々活動しています。今後も引き続き、市民の皆様の負託に応えられるよう鋭意努力するとともに、そのために必要な議員数を検討してまいります。

イ 議員定数現状維持論について

御指摘のように近年、全国各地で行われている議員定数の見直しの多くは、定数の削減を前提としたものです。これらは財政負担の軽減を重要視するがための議論となっています。これらの意見の根源は、各議員の日頃の活動が市民の皆様に御理解をいただけていないことが大きな理由であると考えております。また、議員定数を削減することにより周辺地域の皆さんの声が届かなくなることを危惧される御意見をいただいております。佐伯市議会では、今年度から市内中学校区を単位として各地域に出向いての議会報告会を開催しております。この議会報告会や議員活動を通じて、各地域の住民の皆さんと意見交換をし、情報の共有を図ってまいります。こうした取組をひとつひとつ積み重ねて、市民の皆様に議会・議員活動を御理解していただけるよう努力してまいります。

また、議員活動の充実と併せて議会運営の効率化を図り市民の負託に応えてほしいとの御意見につきましては、御指摘のように市民の声に耳を傾け市民の福利の向上を目指すこと、市長の政策・施策の監視をすることは、議会・議員に課せられた重要な使命の一つです。今後も議会・議員の資質の向上に努め、市民の皆様のニーズを的確に把握し、使命を全うすることができるよう、更なる検討を進めてまいります。

また、本市議会では住民に開かれた議会を構築する議会改革の取組のひとつとして、第一回目の議会報告会を本年 5 月に開催しており、第二回目の議会報告会を 11 月 1 日から 11 月 4 日にかけて市内 15 箇所で開催しております。この議会報告会においても、御参加をいただいた市民のみなさまから議員定数に関し多数の御意見をいただいております。

この議会報告会では、議員数に係る意見のほかに次の 3 点について、御意見が出されております。

1 点目として、議員定数に関して「第三者機関での検討はしないのか」という御意見です。これについては、委員からも第三者機関の設置について意見が出され議論をした経過がありますが、議会基本条例第 14 条でも議員定数の改正は、議員又は委員会が提案することを基本として定めています。また、検討に当たっては、議会モニターからの意見公聴会、パブリックコメントの実施、議会報告会での意見聴取など市民意見の聴取をし、これを参考に協議を進めています。

2 点目として、「委員会の複数所属はできないのか」という意見です。この点について

は、先ほども御説明をしたとおり、「1 常任委員会に専属し、専門的に議案等に対して審査した方がより精度の高い審査が行える」という考え方を、特別委員会にて全会一致で確認しております。

3 点目として、「1 委員会、委員 6 名以上必要とする根拠」ですが、この点については、議会モニターの意見聴取会でも問われた内容です。議会関係の書籍には「科学的な基準や通説はないが、少なくとも 6 人以上の構成になるよう配慮が必要である。」と記載されており、また、学識経験者の意見として「議会の生命線は議員間討議ができることであり、その機能を適切に発揮させることが重要、そのため議員間討議ができる最低人数として 6 人は必要、7 人から 8 人が妥当」と示されています。こうした理由から 1 委員会・委員 6 人以上が必要と考えています。

特別委員会では、これらの市民意見に基づき素案 3 案の再検討を要するか否か、議論を行いました。

委員からは、3 案については、既にこれまで十分に議論を尽くしている。パブリックコメントとして市民にも理由を明らかにし提示しており、全く違う案には成り得ないなどの意見が出されました。また、一委員からは、議員の委員会での複数所属や常任委員会の数についても原点に立ち返り検討すべきである、との意見も出されました。各委員からこうした意見が出されましたが、特別委員会としてはこれまで慎重な議論を重ね 3 案まで絞りこんだ経緯もあることから、これら 3 案の中から更なる絞り込みをすることにいたしました。

しかし、議論を重ねましたが意見は平行線をたどり、特別委員会として議論により案の一本化を図ることはできず、3 案について多数決により案を決定することにいたしました。11 月 14 日の特別委員会では委員 1 人が欠席のもと、委員長を含む全 9 人で各案について採決し、その結果、1 案の定数 25 には 3 人、2 案の定数 26 には 4 人、3 案の定数 30 には 2 人が、それぞれ支持をいたしました。しかし、2 案の定数 26 も委員の過半数の賛同を得ておらず、引き続き協議を続行し、3 案定数 30 の支持者 1 人から「1 人でも多くの議員を確保したい」として定数 26 の支持に変更する旨表明があり、この結果、2 案の定数 26 について過半数の委員の賛同を得ることができ、議員定数 26 を特別委員会の案として決定することにいたしました。

なお、議員定数の根拠として常任委員会の数及びその委員定数を掲げ議論を進めてきており、議員定数の提案に併せて、その理由とした委員会委員定数についても一部改正を提案することにいたしました。改正内容としては、総務常任委員会の委員定数 8 人を 7 人に、建設常任委員会の委員定数 7 人を 6 人に、教育民生常任委員会の委員定数 8 人を 7 人に、経済産業常任委員会の委員定数 7 人を 6 人に、それぞれ改めるべきものと決定いたしました。

4 まとめ

議員定数見直し案

内容及び説明
<p>議員定数 26</p> <p><u>4 常任委員会 × 6 人 + 2 = 26 人</u> <u>(総務常任委員会 7、建設常任委員会 6、 教育民生常任委員会 7、経済産業常任委員会 6)</u></p> <p>委員会で討議できる最少人数 6 人で構成することを基本とし、これまでの委員会審査の状況を鑑み、総務常任委員会と教育民生常任委員会を各 1 増員する。</p> <p>《全般的な考え方》</p> <p>①委員会で討議できる最少人数を確保した上で、九州一広大な面積要件等を加味した 26 人が適当である。</p> <p>②旧市町村単位に地域審議会がある中で、既に議員が出ていない地域があり、合併以来、急激すぎる議員定数の削減は、市民に最も身近な議員としての役割が果たせず、住民意思の反映に支障を来すとともに、監視機能の低下を招くことは必至である。</p> <p>③議会の使命の重要性に鑑みれば、議員定数は削減すべきではない。しかし、市民の意見や県下の状況を見れば、減らさざるを得ないのが実情である。</p>

これまで本特別委員会では、次期改選時から適用する議員定数の見直し案について検討を重ねてきました。最終的な検討結果として、上記の理由により議員定数 26 を提案いたします。また、これに併せて 4 常任委員会の委員構成人数も上記のとおり見直しを行うことを提案いたします。

議員の皆さんの御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。